

第11回千葉県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年4月13日（木） 午後1時30分から
- 2 場 所 プラザ菜の花 4階 楨
- 3 出席者
- 委 員 山崎 明人、出山 輝夫、勝矢 久、戸谷 忠雄、近藤 昭彦、
高井 則之、吉富 友恭
- 農林水産部 前田部長
- 水 産 局 篠原水産局長
- 水 産 課 石黒課長、赤羽副課長
大槻漁業調整班長、中川副主査、曾根技師
- 漁業資源課 宮嶋課長、三田副課長
藤元資源管理班長、武田副主査、横山技師
大藤漁場環境整備班長
- 水産事務所 銚子：小舟所長、山下課長
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長、古山技師
- 水産総合研究センター内水面水産研究所
岩崎所長、関口研究員
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査、東二町副主査、川野主事

4 議事事項

- (1) 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について（協議）
- (2) 令和5年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について
- (3) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

定刻となりましたので、ただいまから、第11回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の委員会は令和5年度に入りまして最初の委員会でございます。会議に先立ちま

して、4月1日付けで事務局と県に人事異動がございましたので、お手元のA4の一枚紙、事務局・県職員名簿に沿いまして、異動のなかった職員も含めて、私から紹介をさせていただきます。

初めに事務局職員から紹介いたします。川合主査です。東二町副主査です。川野主事です。最後に私、玉井でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、県職員の方々を御紹介いたします。前田農林水産部長でございます。篠原水産局長でございます。次に水産課でございます。石黒水産課長です。同じく、赤羽副課長です。同じく、大槻漁業調整班長です。続きまして、漁業資源課でございます。宮嶋漁業資源課長です。同じく、三田副課長です。同じく、藤元資源管理班長です。同じく、大藤漁場環境整備班長です。続きまして、水産事務所でございます。銚子水産事務所、小舟所長です。館山水産事務所、山田所長です。勝浦水産事務所、原所長です。最後に水産総合研究センターでございます。内水面水産研究所、岩崎所長です。

続いて委員の方々を御紹介いたします。山崎会長代理です。出山委員です。勝矢委員です。戸谷委員です。近藤委員です。高井委員です。吉富委員です。なお、本日、粕谷会長と高塚委員からは欠席の御連絡をいただいております。また、今、席にはお見えになってございませんが、村尾委員におかれましては、ちょっと遅れているというような形でございます。会議のほうを進めさせていただきます。

以上をもちまして、職員と委員の紹介を終わります。

本日は粕谷会長が欠席されておりますので、山崎会長代理から挨拶を申し上げます。

【山崎会長代理】

それでは、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、年度初めのお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また新年度最初の委員会に当たりまして、農林水産部長の前田様、水産局長の篠原様をはじめ、関係職員の方々に御出席いただきまして感謝を申し上げます。

昨年度の委員会活動を振り返りますと、委員会を5回、公聴会を2回開催しまして、内水面漁場計画、シジミやシラスウナギの採捕許可方針などにつきまして慎重に御審議をいただき、知事に答申することができました。今年度も、漁業権の一斉切替え、シラスウナギの採捕が許可制に移行されるなど、重要な審議事項が予定されております。我々委員一同、本県内水面漁業の発展のため、引き続き努力してまいりますので、

県職員の方々には御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の1つ目の議題でございますが、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の判断基準」ということですが、これをもうちょっと目的を考えながら言いますと、例えば養殖の新規の区画漁業権を単独のものに免許するような漁業権を設定するときに、申請が複数あったという場合に優先順位を判断する基準ということだそうです。また2つ目の議題は「第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示」となっております。いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

続きまして、県を代表して前田農林水産部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【前田農林水産部長】

改めまして農林水産部長の前田でございます。本年度の初めの委員会ということで一言御挨拶を申し上げます。

日頃より委員の皆様には採捕許可方針ですとか、委員会指示の御審議などを通じて、本県の内水面における水産資源の保護、あるいは漁場管理に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の河川や湖沼は、皆様御存じのとおりでございますけれど、アユやウナギなど伝統ある地域の水産物を供給する場となっております。また釣りをはじめとするレクリエーションの場としても親しまれ、地域の活性化にも大きな役割を担っているものと考えております。

また一方で、カワウですとか外来魚による食害、さらには原発事故に伴う出荷制限なども依然として引き続いております。さらに今年度は平成30年の漁業法改正以来初めてとなる漁業権の一斉切替というのがあることのほか、シラスウナギの採捕の許可漁業化などが予定されております。委員会の皆様の御意見も伺いながら適切に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、県といたしましては委員の皆様のお力をお借りしながら

内水面漁業、養殖業の振興にしっかりと取り組んでまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで農林水産部長と水産局長におかれましては所用により退席されますので、御了承願います。

(農林水産部長、水産局長退席)

【玉井副技監】

これより座席の配置替えを行います。しばらくお待ちください。

(座席配置替え)

【玉井副技監】

お待たせいたしました。それでは再開いたします。

ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。事前に会議に出席できない旨、御連絡がありました委員は粕谷会長、高塚委員の2名でございます。現在、村尾委員におかれましては、お見えになっていないので、本日の出席者は委員定数10名のうち7名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございます。委員会会議規程第3条の規定により、会長に事故あるときは会長の職務を代理する者が会議の議長を行うこととされておりますので、山崎会長代理をお願いいたします。

【山崎会長代理】

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条の規定により私から指名を

させていただきます。

出山委員と勝矢委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。議題第1号「漁業法第73条第2項第2号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の判断基準について（協議）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

【川合主査】

（朗読）

【山崎会長代理】

ありがとうございました。

続いて、水産課から説明をお願いします。どうぞ。

【大槻班長】

説明概要：新規の個別漁業権（養殖業を内容とする区画漁業権など）について、複数の免許申請があった場合などに県が免許者を決定するための判断基準について協議するもの。

【山崎会長代理】

ありがとうございます。

議題の朗読と説明が終わりましたのでこれから質疑に入りたいと思います。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今のところ、なかなか考えづらいことではあると思うんですけど、念のために決めておくような、そういう議題かと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないようですので質疑を終了し、これより採決に入りたいと思います。

議第1号「漁業法第73条第2項第2号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の判断基準について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【山崎会長代理】

ありがとうございます。挙手全員、議題第1号は原案どおり可決決定いたします。

次に議題第2号「令和5年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合主査】

(朗読)

説明概要：水産動植物の増殖が義務づけられている第5種共同漁業権の目標増殖量に係る委員会指示の今年度の取扱いについて、利根川におけるウナギの出荷制限指示解除に伴い、これまで目標増殖量を示していなかった関係漁業権漁場において目標増殖量を示すほか、昨年度と同じ内容で審議するもの。

【藤元班長】

説明概要：漁業権切替に当たり、今後の増殖技術の検討の参考に、現在の「目標増殖量等の考え方」を整理した平成25年度以降、内水面水産研究所で得られた知見を併せて、コイ・フナの人工産卵床について紹介する旨を説明。

【山崎会長代理】

ありがとうございました。内水面漁業研究所、お願いします。

【関口研究員】

説明概要：水産動植物の増殖技術の検討の参考として、コイ・フナの人工産卵床について紹介するもの。

【山崎会長代理】

御説明ありがとうございました。

それでは議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いま

す。御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、私から一つ教えてほしいんですけども、自然の産卵場が減少する中で非常に重要な試みだと思うんですけども、最後のページのところで、設置の手続きというのがあるんですけども、水域の占用に当たるということで、これは占用料とかは取られる可能性はあるんですか。

【関口研究員】

占用料に関しましては、一応、土木に確認していただく必要があると思うんですけども、かかると思っております。

【山崎会長代理】

現状は？

【関口研究員】

現状、漁協に申請してもらっているのですが、そこまでは内水研では把握しておりません。申し訳ございません。

【山崎会長代理】

通常、占用というと、例えば港の中でやっている生簀を設置する場合とか、通常の人力とか何かで動かすことができないようなものは、そこにずっと固定しておかなくてはいけないので、置いている期間ずっと占用料が取られるというのは合点が行くんですけども、この場合には非常に物が軽くて、誰かが動かそうと思えばすぐ動かせるようなものなので、できれば、いいことをやっているのに占用料を取られたくないなという思いはあるので、そこを今後詰めて行っていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【関口研究員】

御指摘ありがとうございました。確認をしてみます。

【山崎会長代理】

ほかに御意見、御質問は。どうぞ。

【吉富委員】

コイ・フナの人工産卵床について詳しい御説明ありがとうございます。

これを実際設置する場所というのは、例えば流速が少しあるようなところに設置すると、さっきの例とか、ふ化率も上がるとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんです。水が動くという意味で。その辺りというのは設置場所の流速の関係とか、感覚的でも結構ですので、何か関係がありそうかどうか、分かれば教えてください。

【関口研究員】

流速があるところだと、増水したときとかに産卵床が流されてしまう恐れがありますので、あまり推奨はしておりません。ふだんは水が止まっているところ、穏やかなところに設置してもらったり、あとはヨシなど、そういう水草が周りに多いところ、流れが少なく植物が多いところの方が、コイやフナが集まる傾向がございますので、そういったところに設置をお願いしているところです。

浮泥については確かに流れのあるところの方が付着しなくて、管理の頻度は下げられるかもしれません。そこに関しては検証したことがないので、今後、ここについては検証してまいりたいと思います。

【吉富委員】

ありがとうございます。何か自然の状況でコイが産卵している場所を見ると、結構流れのある浅い場所で産卵していたり、いろいろな場所を考えられると思うので、もしふ化の効率を上げるとか、浮泥の付着を抑制するとか、そういう意味で何か比較できることがあれば、そういう知見が得られるかなと思ったのでコメントしました。ありがとうございます。

【山崎会長代理】

よろしいでしょうか。そのほかにございますか。どうぞ。

【高井委員】

ちょっと教えていただきたいんですけど、4番の「人工産卵床の効果」のところ、コイが280尾、フナが3,000尾に相当するとなっているのですが、聞き落としたかもしれないのですが、これはコイとフナ、それぞれ卵の形態からの種同定をしてということなんでしょうか。

【関口研究員】

当時の算定基準では卵では区別ができませんので、ふ化させて、ふ化仔魚の段階で、お腹のところに黒色素ができる、できないで、コイとフナを判別しております、当時の結果では、コイが25%ぐらい、フナが75%ぐらいという結果でございましたので、それを反映させた結果になっております。

【高井委員】

一部の卵をという形で？

【関口研究員】

おっしゃるとおりです。

【高井委員】

そうですか。これは280尾と3,000尾というと、結構比率的に大分フナに偏っているのですが、実際のこの水域の資源量をある程度反映していると考えていいんでしょうか。

【関口研究員】

おっしゃるとおり、水域によって多少コイとフナの資源量が異なるので、割合については変わってくる可能性はございます。

【高井委員】

ありがとうございます。

【山崎会長代理】

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようですので、質疑を終了したいと思います。

議題第2号「令和5年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【山崎会長代理】

ありがとうございます。挙手全員により、議題第2号は原案のとおり可決決定いたします。

なお、この委員会指示を公示するに当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私と事務局に御一任いただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山崎会長代理】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に議題第3号の「その他」ですが、皆様、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは特になければ、本日の議題を全て終了させていただきます。

次に会議次第第5の「その他」ですが、皆様、何かありますでしょうか。

特になければ、漁業資源課からお願いいたします。

【藤元班長】

(養殖用のうなぎ種苗特別採捕許可からうなぎ稚魚漁業への移行について報告)

【山崎会長代理】

ありがとうございます。

ただいまの報告について質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから1点だけ確認なんですけど、県の漁業調整規則には許可漁業として入れることになるんですか。

【藤元班長】

もう入っています。

【山崎会長代理】

もう入っているんですね。なるほど。分かりました。ありがとうございます。
それは国からの通知に基づいて入れたような感じなんですか。

【藤元班長】

はい。

【山崎会長代理】

なるほど。分かりました。ありがとうございます。
よろしいでしょうか。
それでは御質問もないようですので、次に事務局から事務連絡をお願いいたします。

【川合主査】

(事務連絡)

【山崎会長代理】

それでは、これもちまして第11回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。

午後2時35分 閉会